

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第四条の三第二項の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第四百号（電気通信事業法第十二条の二第四項第二号口の電気通信設備を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの  
 「一〇九 略」

「同上」  
 「一〇九 同上」

別表

別表

単位指定区域	電気通信事業者
埼玉県	株式会社ジェイコムさいたま
神奈川県 神奈川県の区域に静岡県熱海市泉の一部及び裾野市茶畑の一部の区域を併せた区域	株式会社ジェイコムイースト
岐阜県 岐阜県の区域に長野県木曾郡南木曾町（吾妻の一部及び田立に限る。）の区域を併せた区域	中部テレコミュニケーション株式会社
静岡県 静岡県の区域のうち熱海市泉の一部及び裾野市茶畑の一部の区域を除く区域	中部テレコミュニケーション株式会社
和歌山県	株式会社ケイ・オプティコム
鳥取県	日本海ケーブルネットワーク株式会社
福岡県	株式会社ジェイコム九州
大分県	大分ケーブルテレコム株式会社

単位指定区域	電気通信事業者
埼玉県	株式会社ジェイコムさいたま
静岡県	同上
岐阜県	同上
和歌山県	株式会社ケイ・オプティコム
福岡県	株式会社ジェイコム九州
大分県	同上

備考 表中の「」の記載は注記である。